

- 三、役場、府廳へノ陳情ニ就テ
- イ、被害地（特ニ被害激甚ノ地ハ急イテ活潑ニ）ニ於イテハ、一村ノ勤勞農民大衆全部調印シテ被害救済ノ陳情運動ヲ起シ、各自ノ町村役場、及び大阪府ニ對シ陳情ヲナスコト。
- ロ、特ニ村役場ニ對シテハ強力ニ働きカケ被學調査ニ立會ハシメ、應急救済策ヲトラシメルコト。飯米ノ缺乏セル場合ハ政府へ貸下ヲ要求シ、村役場デソノ手續ヲトラシメルコト。
- ハ、農作物ノ被害以外ニ家屋納屋等ノ被害ニツイテモ同様町村役場ニ救済ヲ要求スルコト。
- 三、組合員相互應援ヲナスコト
- イ、組合員ノ家族ノ被害ニ對シテハ極力救援ノタメ全支部員ハ協力スルコト、死傷者ヲ出シタ家へハ全組合員デ悔ミ、見舞フコト
- ロ、家屋、納屋等ノ修繕ノ時ハ全支部員協力シテ援助スルコト
- 四、特殊ナ損害ニツイテ

- イ、不可抗力以外即チ最近府市ガ各種ノ土木工事ノタメ堤防ノ變更水路ノ閉塞等ノタメ被害ヲ受ケタ時、或ハ耕地整理、區劃整理工事ノタメニ風水害ヲ受ケタ場合ハ相手ニ對シテ至急損害ノ補償ヲ要求スルコト
- ロ、電柱ノ倒壊セル場合、コレガ修築ノタメ電力會社ガ工事ヲヤル時作物ヲ必ラス荒ラスコトガ豫想出來ルカラ、ソノ損害ヲナルベク工事着手前ニ要求スルコト
- ハ、工場ソノ他ヨリ流出スル悪水、煙害等ノ場合ハソノ修理ヲ要求シ、且ツソノ損害ノ補償ヲ要求スルコト
- 五、聯合會本部トノ連絡ヲ密接ニスルコト
- イ、別紙被害調査表（農作物、耕地、肉牛、家屋牛馬等ノ被害狀態）ヲ即時記入ノ上聯合會へ送ルコト
- ロ、立毛檢見、陳情運動ソノ他ドンナコトデモナルベク聯合會へ通知スルコト。